

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <http://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2020年(令和2年)

April 4月号

令和元年の一般労働条件に関する相談状況について



春爛漫

【写真提供：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1	令和2年度緑十字賞候補の推薦について.....	10
令和元年の一般労働条件に関する相談状況について.....	2	労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう.....	11
労働基準関係人事異動.....	3	さんぽセンター	
パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！.....	4	（鹿児島産業保健総合支援センター）からのご案内.....	12
アルバイトの労働条件を確かめよう！.....	4	中小企業事業場 安全衛生サポート事業のご案内.....	13~14
災害に学ぶ ～安全教育の重要性～.....	5	第36回安全衛生標語の募集のご案内.....	15
令和2年 業種別死傷災害発生状況（2月末速報版）.....	6	令和2年度健康診断のご案内	
「36協定届」や「就業規則の届出」などの届出は、		～ヘルスサポートセンター鹿児島～.....	16
電子申請を利用しましょう！.....	7~8	第79回全国産業安全衛生大会 2020 in 札幌のご案内.....	17
事業主の皆様、雇用保険の手続きはお早めに!!.....	9	令和2年5月の講習開催のご案内.....	18

さくらじま

年末、中華民国の南東部で新型コロナウイルスの報道があった。当初は特段の心配はしていなかったように思う。この新型コロナウイルスによる日本の初感染者（クルーズ船を除く。）が確認されたのは3月2日でした。現在、感染者が818人、死亡者は24人となった。幸い鹿児島県では感染者は確認されていません。

労働局では2月14日に「特別相談窓口」を設置し、相談に応じていました。当初は各種助成金の内容や従業員が感染した場合の初動対応など全般的なものでした。しかし、学校の休校や

イベントの自粛等の要請があつてからは、その相談は個別なものとなり、また、大幅に増加し現在に至っています。

これまで本省や現場で、東日本大震災やリーマンショック、新型インフルエンザ、クボタショックなど様々な災いや経済不況などを経験し、その時の職責において対応してきました。

皆さまの健康や生命の心配はもとより、今後の経済不況と雇用環境の悪化が心配されるところです。基準協会や会員の皆さまと協力しつつ、なんとかこの国難を乗り切れればと、思っています。
(起稿日：3月16日)

令和元年の一般労働条件に関する相談状況について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局及び管内の労働基準監督署に寄せられた令和元年の労働相談件数は8,791件で、主な内容別の相談件数は次のとおりです。

		R 1		増減(前年比)
相談件数		8,791		+14.1%
相談内容	労働契約	470	(5.3%)	+15.5%
	解雇	1,371	(15.6%)	+6.1%
	賃金未払（不払い残業含む）	1,925	(21.9%)	+11.8%
	労働時間	557	(6.3%)	+4.3%
	時間外・休日労働	1,269	(14.4%)	+4.8%
	年次有給休暇	1,342	(15.3%)	+49.6%
	最低賃金	195	(2.2%)	+11.4%

働き方改革関連法が昨年4月1日から順次施行されている中で、相談件数は全ての相談内容で増加しており、前年と比較すると全体で1,087件（+14.1%）の増加となっています。

相談内容を見ると、最も多かったのが「賃金未払（不払い残業含む）」で、次いで、「解雇」、「年次有給休暇」、「時間外・休日労働」の順に多くなっています。

「労働時間」、「時間外・休日労働」など働き方改革に関する相談の割合は依然として高く、特に「年次有給休暇」については顕著に増加をしており、県内で働いている多くの方や企業の方々の関心事となっている結果といえます。

年次有給休暇の年5日以上の実取得、勤務間インターバル制度の導入など、働き方改革関連法が昨年4月から順次施行され、時間外労働の上限規制については中小企業においても本年4月から施行されるなど、必要な人材を確保するためにも労働環境を良くすることがこれまで以上に重要となっています。

企業の皆様方も、今一度、貴社の労働時間制度や時間外・休日労働の実態、年次有給休暇の取得状況等について確認し、改正法に対応した36協定の締結と遵守、時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進などについて、積極的な取組をお願いします。

鹿児島労働局では、長時間労働を原因とする過重労働の防止に向け、企業への立入調査・指導を強化していくとともに、労務管理の改善に取り組む企業への支援等に積極的に取り組んでいきます。

働き方改革の取り組みについて、働き方改革特設サイト（URL <https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>）がご利用いただけます。

働き方改革関連法の概要、助成金、相談窓口、パンフレット・リンク、動画、中小企業事例集などが掲載されています。

令和2年春の全国交通安全運動が始まります

期 間 令和2年4月6日（月）～15日（水）までの10日間

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（金）

スローガン 横断は しっかりよく見て たしかめて

- 運 動 重 点
- 1 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
 - 2 高齢運転者等の安全運転の励行
 - 3 自転車の安全利用の推進 ～「かごしま自転車条例」の理解促進～

労働基準関係人事異動

(2020年4月1日付)

Table with 3 columns: 新官職 (New Position), 氏名 (Name), 現官職 (Current Position). It lists personnel changes across various departments including labor standards, safety, and public employment security.

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！

～労働施策総合推進法の改正～

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。

パワーハラスメント防止のために事業主が講ずべき措置（指針の内容）

- 1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- 2 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 3 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- 4 1から3までの措置と併せて講ずべき措置

パワハラ防止対策の
規定例は
鹿児島労働局
ホームページへ

「ハラスメント、育
児・介護休業規定等
社内整備 参考例」

施行時期

令和2年6月1日

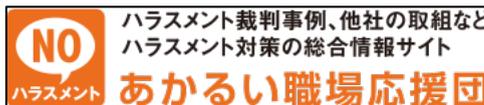
※パワーハラスメント措置義務については、中小企業は令和4年3月31日までは努力義務

<問い合わせ先> 鹿児島労働局雇用環境・均等室

鹿児島市山下町13番21号

電話：099-223-8239

具体的なパワハラ対策や研修資料などは・・・



事業主の皆さんへ

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」

〈重点事項〉

- ・雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！
- ・学業と両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！
- ・労働時間を適正に把握する必要があります！
- ・商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません！
- ・遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません！

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時

0120-811-610 土・日・祝日：午前9時～午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております



鹿児島労働局雇用環境・均等室

TEL：099-223-8239

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」



災害に学ぶ

安全教育の重要性

鹿児島労働局健康安全課

【はじめに】

4月といえば、事業場によっては新年度となり皆様の職場にも、新しい仲間が入社する時期かと思えます。

新たな生活に期待する一方、慣れない作業でミスをしたりしないか大きな不安を抱える時期でもあるのではないのでしょうか。

労働災害の発生状況を経験期間別にみてみますと、経験期間1年未満の被災者が全体の約3割を占めており、経験期間の短い労働者が被災するケースが非常に多いことが伺えます。また、経験期間が短い、と聞くと若年労働者が多く被災していると思いがちですが、経験期間1年未満で被災した労働者を年齢別に見てみると、最も多いのは20代ですが、次に多いのがほぼ同数で50代となっています。さらに60代、70代の経験期間1年未満の労働者もかなり多く被災しています。背景としては、定年退職等のもと、他業種に就業するケース、また不安定な雇用情勢の中、短期間で異なる業種への転職を繰り返すなど、高年齢労働者でも新しい環境で就業する機会が多くなっていることが考えられます。もちろん新しいことにチャレンジすることは素晴らしいことですが、そこに不慣れた作業をすることによる労働災害のリスクが潜んでいることも忘れてはなりません。新たに雇い入れた労働者を安全に作業させるには何が必要なのか考えてみましょう。

【災害事例】

ビルメンテナンス業における災害。当該事業場は主に食料品製造業の工場等の清掃作業を行っている。

被災者は工場の業務終了後、製造ラインのベルトコンベアのカビ取り作業に取り掛かった。通常、カビ取り用の薬剤を使用し洗浄する場合は、薬剤を希釈して使用するが、被災者は薬剤を希釈することなく原液のまま使用し洗浄作業を行っていた。作業中、薬剤が左ひざに服の上から付着してしまっただが、特に気にすることなく作業を継続したところ、薬剤が皮膚等に浸透し、化学熱傷を負ってしまった。被災者は50代男性であり、当該事業場に入社して1週間程度と経験期間は非常に少ない状態であった。この災害による休業日数は約3か月となった。

当該作業に係る作業方法等について教育は行っていたが、被災者は原液で作業したほうがカビがよく落ちると考え希釈しなかったとのことであった。

災害発生原因

- ・ 薬剤を希釈することなく使用したこと。
- ・ 薬剤が服の上から左ひざに付着した際、直ちに洗い流すなど必要な措置を講じなかったこと。
- ・ 薬剤の危険性、使用上の注意、非常時の対応についての教育を十分に行っておらず、労働者が十分な知識を

持つことなく作業を行ってしまったこと。

再発防止対策

- ・ 薬剤の正しい使用方法について教育を行い、使用する薬剤に関する知識及び危険認識を深めた者が、管理を行うこと。
- ・ 薬剤が身体に付着するなど危険を及ぼすおそれがある際、正しく対応できるよう教育を行うこと。

【おわりに】

労働安全衛生規則第35条では、労働者を雇い入れた際、又は作業内容を変更した際に教育を行わなければならないと規定されており、教育の内容は次のとおりとなっています（一部の業種については①～④の項目を省略可）。

- ①機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事
- ②安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事
- ③作業手順に関する事
- ④作業開始時の点検に関する事
- ⑤当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事
- ⑥整理、整頓及び清潔の保持に関する事
- ⑦事故時等における応急措置及び退避に関する事
- ⑧その他、安全又は衛生のために必要な事項

はじめにも触れたとおり、不慣れた作業をすることにより労働災害が発生するリスクが大きいと考えられることから、雇い入れ時の教育は非常に重要です。また、雇い入れ教育等を実施した後、労働者任せにしているケースも少なくありません。教育をしたら終わり、ではなく、教育した内容が守られているかを確認、管理することも重要です。教育した内容が遵守されなければ、労働災害発生リスクを低減できないばかりか、災害発生時に事業主が安全管理を怠ったと判断される可能性もあります。逆に言えば、教育を行いその後の管理を適切に行えば、労働災害発生リスクが低減されることはもちろん、安全に作業できることにより効率性や生産性の向上が期待できます。さらには、近年人材確保が難しい情勢となっていますが、安全教育をはじめとした安全管理活動を適切に行うことは、労働者を守るというメッセージとなり、帰属意識を高める効果も期待できます。

近年は、どの業種でも慢性的な人員不足を抱えており、なかなか教育に時間と労力を割く余裕がない状況も考えられます。また、教育を行える担当者がいないなど、体制的な問題もあるかもしれません。しかし、何事も最初が肝心といいますように、雇い入れ時等の教育は非常に重要ですので、教育を行うための時間等の確保、教育を行う人材の育成等について配慮してください。

もちろん安全教育を行うことのみでは、完全に労働災害を防ぐことは困難ですが、リスクの低減及び安全意識の高揚について大きな効果が期待できますので、雇い入れ時等の教育を確実に行っていただきますようお願いいたします。

令和2年 業種別死傷災害発生状況（令和2年2月末 速報版）

鹿児島労働局

	令和2年		令和元年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	202	2	189	2	13	0
1 製造業	33	0	42	0	-9	0
1 食料品製造業	24		24			
4 木材・木製品製造業	1		5		-4	
9 窯業土石製品製造業	0		2		-2	
11～12 金属製品製造業	1		1			
13～15 機械器具製造業	3		0		3	
上記以外の製造業	4		10		-6	
2 鉱業	1	0	0	0	1	0
3 建設業	30	1	28	0	2	1
1 土木工事業	11		12		-1	
2 建築工事業	15	1	15			1
3 その他の建設業	4		1		3	
4 運輸交通業	30	0	17	0	13	0
1 鉄道・航空機業	1		0		1	
2 道路旅客運送業	2		0		2	
3 道路貨物運送業	27		17		10	
4 その他の運輸交通業	0		0			
5 貨物取扱業	1	0	2	0	-1	0
1 陸上貨物取扱業	1		1			
2 港湾運送業	0		1		-1	
6 農林業	10	1	10	1	0	0
1 農業	7		2	1	5	-1
2 林業	3	1	8		-5	1
7 畜産・水産業	13	0	9	0	4	0
8 商業	31	0	30	0	1	0
1 卸売業	3		5		-2	
2 小売業	21		25		-4	
3 理美容業	1		0		1	
4 その他の商業	6		0		6	
9 金融・広告業	0	0	0	0	0	0
11 通信業	4	0	6	0	-2	0
12 教育・研究業	1	0	3	0	-2	0
13 保健衛生業	20	0	22	0	-2	0
1 医療保健業	3		10		-7	
2 社会福祉施設	17		12		5	
3 その他の保健衛生業	0		0			
14 接客娯楽業	14	0	13	0	1	0
1 旅館業	2		3		-1	
2 飲食店	3		6		-3	
3 その他の接客娯楽業	9		4		5	
上記以外の事業	14	0	7	1	7	-1
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	8		5	1	3	-1
16 官公署	0		0			
17 その他の事業	6		2		4	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	28	0	18	0	10	0
第三次産業（8～17）	84	0	81	1	3	-1

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

令和2年度鹿児島労働安全衛生大会

開催日 令和2年7月3日（金）13時00分～

会場 鹿児島市民文化ホール 第2ホール

～労働災害の撲滅と快適職場の実現を願って～
多数の参加をお待ちしています。

ほ
っ
こ
ー
い
ん

vol.9



そらまめ（桜島の大地より）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、 「36協定届」や「就業規則の届出」 などの届出は、 電子申請を利用しましょう！

36協定の届出等により、3月の労働基準監督署の受付窓口は、来庁者で混み合うことが予想されます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、窓口での届出・申請は避け、電子申請を利用することを推奨します。電子申請が直ちに利用できない場合は郵送による届出も可能です。

労働基準監督署の窓口に来なくても手続可能です

- 労働基準法や最低賃金法に定められた手続については、電子政府の総合窓口「e-Gov」から電子申請が利用できます。

労働基準法に定められた届出など	<ul style="list-style-type: none"> ● 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届） ● 就業規則の届出 ● 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
最低賃金法に定められた届出など	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低賃金の減額特例許可の申請 など

※ e-Gov電子申請システムはパソコンからのみご利用いただけます。

簡単・スマートに申請可能です

- インターネット上の様式に必要事項を入力し、電子署名を付してクリックするだけで手続ができます。
- 大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスマートに処理できます。

導入も簡単です

- マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカードなど」といいます）を使うと、電子証明書の取得の手間や費用がかかりません。
- ※ ICカードリーダライタ（マイナンバーカードなどを読み込む機器）などが別途必要です。
- 労働基準法や最低賃金法に基づく届出や申請について、社労士が提出代行を行う場合、提出代行に関する証明書をPDF形式で添付することにより、使用者の電子署名及び電子証明書を省略することができます。

令和2年3月から、36協定・就業規則の本社一括届出の手続方式が変更され、36協定は最大30,000事業場、就業規則は最大2,500事業場について一度に申請可能になりました。

※ 申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

電子申請の具体的な利用方法は裏面をご確認ください



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

電子申請の方法

電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」のホームページから電子申請が利用できます。

○ ホームページは

⇒

を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、

を検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下の問合せ先にご相談ください。

①：事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

電子政府利用支援センター

- 電話番号：050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル)
050-3822-3345 (通話料金のご利用の回線により異なります。)

- 受付時間：4～7月 平日 午前9時から午後7時まで
土日祝日 午前9時から午後5時まで
8～3月 平日・土日祝日 午前9時から午後5時まで

②：各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

○ 【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

③：電子申請の手続きや事前準備

電子申請やその事前準備は、電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」でご利用いただけます。

<https://www.e-gov.go.jp/>

④：労働基準法などの手続きに関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続きに関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「**労基法等 電子**」で検索！ ⇒

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

○ 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」

事業主の皆様、雇用保険の手続きはお早めに!!

鹿児島労働局職業安定課

- 各種手続きは、ハローワークの窓口に来所することなく、インターネットを利用して「電子申請」を行うことができます。
 - 電子政府の総合窓口e-Gov(<http://www.e-Gov.go.jp>)をご利用ください。電子申請なら、いつでも申請が可能で、コストをかけずに申請ができます。
 - 令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されています。
特定の法人とは、資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人などになります。
 - 離職により被保険者でなくなった場合は、「資格喪失届」「離職証明書」を離職日の翌日から10日以内に管轄ハローワークへ提出してください。
離職者への「離職票」の早めの交付は、不利益を生じさせないために重要なこととなりますので、必ず期限内の提出をお願いします。
 - 労働者を雇用した場合（週20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる場合）は、「資格取得届」を提出しましょう。（翌月10日まで）
 - 雇用保険手続の際には必ずマイナンバーの届出をお願いします。
マイナンバーが必要な届出等にマイナンバーの記載・添付がない場合には返戻していますので、記載・添付の上、再提出をお願いします。
- ※ハローワークでは、離職票の発行手続きを最優先として行いますので、資格取得届の提出につきましては、可能な限り最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。また、来所による届出・申請は、16時までの提出にご協力ください。

問合せ先 県内各ハローワーク

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和2年1月分】

県内有効求人倍率 1.35倍(前月比0.01P増)

全国有効求人倍率 1.49倍(前月比0.08P減)

県内正社員有効求人倍率 1.06倍
(前年同月比0.05P増)

全国正社員有効求人倍率 1.13倍
(前年同月比0.08P減)

※本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、令和2年1月の県内有効求人倍率（季節調整値）が45ヶ月連続で1倍台で推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善していますが、今後の求人・求職の動きに注視してまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【特定求職者雇用開発助成金に関するご案内】

- 就職氷河期世代安定雇用実現コース（[2月14日拡充されました](#)）

就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な者（以下の①～④いずれにも該当する者）を、正規雇用労働者（短時間労働者を除く）として雇入れた事業主に対して支給します。

- ①雇入れ日の満年齢が35歳以上55歳未満の者
- ②雇入れ日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間が通算して1年以下であり、過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者
- ③紹介時点で失業または非正規雇用労働者である方かつ個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
- ④紹介日時点で失業状態にあり、正規雇用労働者として雇用されることを希望している者

令和2年度緑十字賞候補の推薦について

（公社）鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会（中災防）は、長年にわたり産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くし顕著な功績が認められる個人及び職域グループに対して毎年全国産業安全衛生大会において緑十字賞の表彰を行っています。

この度、中災防理事長より令和2年1月24日付けで、当協会長あて緑十字賞候補の推薦依頼があり、表彰規程に基づき候補者を募ることにしましたのでご案内致します。

中災防緑十字賞表彰規程（抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）が、長年にわたり我が国の産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人及び職域グループに対して行う緑十字賞表彰に関する事項を定めることを目的とする。

（表彰の対象）

第2条 緑十字賞の対象となる個人は、次の各号に該当するものとする。

(1) 次のいずれかに所属する者

- イ 中央労働災害防止協会定款（以下「定款」という。）第5条に定める会員又は会員に加入する事業場等
- ロ 定款第13条に定める賛助会員である事業場等
- ハ 大学又は研究機関等

(2) 事績に関し、次のいずれかに該当する者

イ 企業又は団体において以下の業務又は事業（以下「業務等」という。）に10年以上従事し、全国的又は地域的にその業績が顕著で他の範とするに足りる者。ただし、その功績が極めて顕著な場合は、以下の業務等への従事年数を7年以上とすることができる。

- (イ) 産業安全の推進
- (ロ) 労働衛生の推進
- (ハ) 産業安全及び労働衛生の推進

ロ 企業又は団体において以下の業務等に長年にわたり従事し、その推進向上に顕著な貢献をした者

- (イ) 産業安全の推進
- (ロ) 労働衛生の推進
- (ハ) 産業安全及び労働衛生の推進

ハ 大学又は研究機関等において産業安全又は労働衛生の研究に従事し、その業績が学会等において広く認められている者

(3) 表彰日において満45歳以上で有る者

(4) 産業安全又は労働衛生に関し、叙勲、褒賞、内閣総理大臣賞又は厚生労働大臣功労賞のいずれについても授与されていない者

2 緑十字賞の対象となる職域グループは、次の各号に該当するものとする。

(1) 次のいずれかに所属する者

- イ 定款第5条に定める会員又は会員に加入する事業場等
- ロ 定款第13条に定める賛助会員である事業場等

(2) 産業安全又は労働衛生推進のための活動を10年以上行い、全国的又は地域的にその業績が顕著であるもの。ただし、その功績が極めて顕著な場合は、活動年数を7年以上とすることができる。



問い合わせ先等

令和2年4月22日までに、最寄りの支部または当協会本部（電話099-226-3621）までお問い合わせ下さい。

労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



●労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」（以下「計画的付与」という。）とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

計画的付与を導入することは、年次有給休暇の取得を推進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要となります。

1) 導入例

例えば、2020年のゴールデンウィークに導入すると？

年次有給休暇を土日、祝日と組み合わせて、連続休暇に。

土日の休日や、祝日に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて大型連休にすることができます。また、点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること（プラスワン休暇）も可能です。

2020年4月+5月のゴールデンウィーク

日	月	火	水	木	金	土
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。なお、時間単位の年次有給休暇の取得分については、上記の年次有給休暇の確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間を上回らない整数の時間を単位として定めてください。

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

さんぽセンター（鹿児島産業保健総合支援センター）からのご案内

～働く人の「こころ」と「からだ」の健康を、**無料でサポート**します！～

さんぽセンターって何ができるの？



◎ 治療と仕事の両立支援

専門スタッフ（産業カウンセラー・社労士等）が事業場に訪問し、**両立支援制度の導入支援、患者（労働者）と企業との個別調整支援**などを行っています



両立支援申込

◎ メンタルヘルス対策支援

専門スタッフ（産業カウンセラー・社労士等）が事業場へ訪問し、**ストレスチェック制度の導入や職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若年労働者に対するメンタルヘルス教育**などを行っています



メンタルヘルス対策支援申込

◎ 研修・相談対応

当センターの専門スタッフによる、**産業保健に関する研修会**や**無料相談（要予約）**を行っています

電話での予約・相談はこちら

☎ 099-252-8002

（月～金 9：00～17：00）

産業保健研修会のご案内（4月～5月）

無料!

研修日	時間	講師	研修テーマ
4月	11 土 14:00～16:00	富宿 明子	初めて従業員が50人を超えた会社の産業医になったら ※会場:鹿児島市医師会館(鹿児島市加治屋町3-10)
	16 木 14:00～16:00	黒沢 郁夫	職場巡視と労働衛生管理
	20 月 14:00～16:00	富宿 明子	障害者を雇用するときに気を付けること
5月	1 金 14:00～16:00	小田原 努	健康診断とその事後措置
	11 月 14:00～16:00	桶谷 薫	働き盛りのがん対策
	13 水 14:00～16:00	長友 医継	健康増進法と依存症～喫煙を中心に～
	16 土 14:00～16:00	富宿 明子	職場での熱中症予防対策 ※会場:鹿児島市医師会館(鹿児島市加治屋町3-10)
	19 火 14:00～16:00	徳留 修身	職場・施設の結核対策
	22 金 14:00～16:00	徳永 龍子	夜勤者の健康診断、睡眠と肥満
	25 月 16:00～18:00	堀内 正久	化学発がん「アスベスト、有機溶剤、たばこ」:労災と公害の視点
29 金 14:00～16:00	久留 一郎	〈メンタルヘルス・カウンセリングのいろいろ〉- I ~「傾聴」、「受容」をめぐる～	

◆会場：光健ボイスビル2階（鹿児島市上之園町25番36）

※各研修会は定員がございますので、**必ずお申込みください。**

※会場が通常と異なる場合等には「研修テーマ」欄に表示しております。



お申込はこちらから



申込先 ⇒ さんぽセンター ホームページ または QRコードより

詳しくは、HPをご覧ください

鹿児島産業保健総合支援センター

鹿児島産保

検索



中小規模事業場

安全衛生サポート事業のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会（中災防）では、中小規模事業場（製造業、鉱業、第三次産業）を対象に無料で安全衛生サポート事業を行っています。

個別支援と集団支援があり、専門家のアドバイスを受けられるほか、安全衛生に関する研修会等を実施します。労働災害防止に是非ご活用下さいませようご案内致します。

【問い合わせ先】

中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター
〒812-0008 福岡市博多区東光 2-16-14 TEL 092-437-1664

中小規模事業場

安全衛生サポート事業

＜個別支援＞

!

専門家のアドバイスでストップ労災！

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業、鉱業の事業場に加え、第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設等）の店舗・施設等を対象としております。



事業の特徴

- (1) **費用は無料** （厚生労働省の補助事業のため）
- (2) 2時間程度の現場確認とアドバイス
- (3) 製造業、第三次産業、鉱業が対象
- (4) 労働者が概ね100人未満の事業場が対象



個別支援では、さまざまなアドバイスを行います

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。

- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。





企業系列や工業団地、テナント等の事業場や店舗の安全衛生担当者様などに集まっていただき実施する「研修会」（集団支援）と組み合わせて実施することも可能です。

詳しくは「中災防ホームページ」でご確認ください。

<http://www.jisha.or.jp/chusho/support.html> 中災防 サポート事業 検索

法令に基づく場合を除き当該事業場の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。



「職場を安全にしたい」とお考えの皆様、
今すぐお申し込みください。（実施事業場数限定、先着順受付）



まずは次ページの申込書に必要事項をご記入の上
FAX 等にてお送りください。

1

FAX 送付



2

作業状況、現場確認希望日等の確認

当協会からご担当者様に連絡し、専門家がお伺いする希望日等をお聞きします。



現場確認実施日の決定

3

個別支援の実施（2時間程度）

安全衛生の専門家が事業場にお伺いし、作業場の状況、作業内容等の現場確認・
アドバイスをを行います。後日、現場確認結果報告書をお渡しします。



4

現場確認結果報告書等に基づくフォローアップ支援

ご要望等により次のフォローアップ支援を追加で実施できます。

- ・ 報告書等を踏まえた設備等の改善状況の確認アドバイス
- ・ 報告書等を踏まえた作業教育（例：職場巡視の進め方、メンタルヘルス対策・・・）



外部の専門家の指摘により、経営者の安全に対する意識が変わった。

詳細な報告とアドバイスをいただいた。報告は非常にわかりやすく、上司にも説明しやすかった。

内部パトロールでは指摘されなかったことが多く、貴重な機会であった。

法令を元にアドバイスいただきとても心強い。この制度はありがたかった。

非常停止装置など、わからなかったことを提案いただいて、とても役に立った。

【申込等に関するお問合せ】
 中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター
 〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14
 TEL：092-437-1664 / FAX：092-437-1669
 Eメール：kyushu@jisha.or.jp
 WEB：https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html

第36回安全衛生標語の募集について

（公社）鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会（中災防）では、広く国民一般の安全衛生意識の高揚を図るため、安全衛生標語の公募を実施しています。

本年も実施されますので、多数のご応募をお待ちしています。

応募要領は、中災防ホームページにおいてご覧いただけます。

なお、詳細は、中災防総務部広報課（電話 03-3452-6449）へお問い合わせ下さい。

第36回安全衛生標語

大募集

みなさまの

多数のご応募をお待ちしています!

「安全衛生標語」

令和2(2020)年度 年末年始無災害運動標語

令和3(2021)年 年間標語

を募集します。

<https://www.jisha.or.jp/> ※ホームページにおいて、過去の標語や今回の募集要領をご覧いただけます。

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association

中央労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2 TEL 03-3452-6449
(総務部広報課)

令和2年度 健康診断のご案内

～健康診断は予防の最前線～

ヘルスサポートセンター鹿児島

ヘルスサポートセンター鹿児島では、産業保健分野の拡充と各種がん検診の充実を進め各種健康診断を実施致します。皆様のご利用をお待ち申し上げます。

このような健診をご用意しました。

- ①健康診断 毎日健康で働き続けるために
- ②協会けんぽによる一般健診 生活習慣病予防のために
- ③追加検査各種 自分の身体をこの機会により詳しく
- ④人間ドック もっと安心するために時間をかけて
- ⑤労災二次健康診断・産業保健外来 健康の評価と支援やメンタルケア

〈参考〉 健康診断案内書 ※案内書の必要な方はヘルスサポートセンター（電話 099-267-6292）にご連絡下さい。



お申込方法

健康診断申込書を返信してください。FAXで申し込まれても結構です。日程と詳細につきましては、後日ご連絡させていただきます。
※他社対象労働者は「労災二次健康診断」のみは健康診断申し込みの必要はありません。

☎ 099-267-6292 ☎ 099-267-6594

健康診断は平日8:30～17:30（土・日・祝・年末年始を除く）FAXは24時間受付いたします。

Webサイト <http://hsck.jp/>

受付するには 医師健診票にてお願いいたします。また、人数・会場によって、返却できない場合もございますので予めご了承ください。
当センター・施設内でも行いますので、送付の方はご利用ください。（要予約）

結果について 健康診断結果通知書（個人用）と健康診断個人票、フォローアップ対象者リスト（事務用）をコンピュータ処理し、お届けいたします。

お客様相談窓口 個人情報取り扱いに関するお客様の申し出、個人情報開示、訂正、削除、利用の停止に関するお問い合わせは、お客様相談窓口にてさせていただきます。

健診時間 8:00～12:00（9時～10時）・13:00～17:00（16時～16時） **（要予約）**

1. 業種	業種	業種	業種	業種	業種
1. 業種	一般企業	一般企業	一般企業	一般企業	一般企業
2. 業種	人間ドック がん検診（がん検診）	労災二次健康診断 労災二次健康診断	労災二次健康診断 労災二次健康診断	労災二次健康診断 労災二次健康診断	労災二次健康診断 労災二次健康診断

※健康診断の申込書、送付先住所を必ずお間違いなくお送りください。また、ご予約の際は必ずお申し込みください。
※業種・業種・業種は必ずお間違いなくお申し込みください。

TEL 099-267-6292（代表）

お問い合わせ
平日8:30～17:30
FAX 099-267-6594
E-mail: kaih@hsck.jp

TEL 099-210-1140
TEL 099-210-1135
TEL 099-266-2631
TEL 0120-210-254
TEL 099-267-6240
TEL 099-267-6292

〒914-0311 鹿児島県鹿児島市4-16
TEL: 099-267-6292 FAX: 099-267-6594
E-mail: kaih@hsck.jp
交通のご案内 バス/バス停留所から徒歩5分
徒歩/上陸艇乗り場から徒歩5分
駐車場あり



札幌市街



豊平峡ダム



札幌テレビ塔



豊平館



札幌大通公園

第79回



札幌サイクリングロード



旧北海道庁



ラベンダー園と札幌の眺望



全国産業安全衛生大会

大会テーマ 北の大地から 新たに築こう 安全・健康・快適職場

開催期間 令和2年10月7日(水) → 9日(金)

会場 総合集会：北海道立総合体育センター (北海きたえーる)
分科会：札幌コンベンションセンター、札幌市民ホール ほか

同時開催 | 緑十字展2020 アクセスサッポロ (北海道札幌市)

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association

主催：中央労働災害防止協会 協力：公益社団法人 北海道労働基準協会連合会
協賛：各都道府県労働基準協会（連合会）ほか

お問合せ先
中央労働災害防止協会 教育推進部 イベント事業課
TEL: 03-3452-6402
<https://www.jisha.or.jp/>

札幌時計台

2020.1

令和2年5月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分 (鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
小型移動式クレーン運転	4/27・28・30 ※29日は休みです。	4/6~4/10	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士 免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
不整地運搬車運転	5/7~5/8	4/6~4/10	会員 35,100円 一般 36,100円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械運転（整地等又は解体用）技 能講習修了者
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	5/7~5/8	4/6~4/10	【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円 【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 5/11~5/15 【科目免除者】 5/11~5/12	4/13~4/17	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
玉 掛 け	5/11~5/13	4/13~4/17	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運 転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	5/14~5/15	4/13~4/17	会員 13,080円 一般 14,080円	※会場がオロシティーホールとなります。
小型移動式クレーン運転	5/18~5/20	4/20~4/24	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士 免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 5/25~5/29 【科目免除者】 5/25~5/26	4/27~5/1	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円 【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
床上操作式クレーン運転	5/25~5/27	4/27~5/1	【全科目者】 会員 29,280円 一般 30,280円 【科目免除者】 会員 27,080円 一般 28,080円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免 許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
クレーン運転	4/27~4/28	4/6~4/10	会員 17,080円 一般 20,380円	
研削といしの取替え等(自由研削用)	5/19	4/20~4/24	会員 11,220円 一般 12,320円	
巻上げ機の運転	5/21~5/22	4/20~4/24	会員 15,600円 一般 18,900円	
安全管理者選任時研修	4/30~5/1	4/6~4/10	会員 17,050円 一般 21,450円	
職 長 教 育	5/14~5/15	4/13~4/17	会員 12,980円 一般 16,280円	
第一種衛生管理者試験準備講習	5/25~5/27	4/27~5/1	会員 20,900円 一般 24,200円	※会場がオロシティーホールとなります。

鹿屋地区での講習会のお知らせ

鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
玉 掛 け 技 能 講 習	5/18~5/20	4/15~4/17	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運 転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

種子島地区での講習会のお知らせ

種子島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0997-22-2736 FAX0997-22-2731

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
玉 掛 け 技 能 講 習	5/26~5/28	4/20~4/24	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運 転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。